

両磐保健医療圏域内における医療機器の共同利用について（報告）

- 令和2年3月に策定された「岩手県外来医療計画」に基づき、医療機器の共同利用の方針が定められており、令和2年4月1日以降にCT・MRI等の対象医療機器を設置・更新した医療機関に「医療機器共同利用計画書」の提出をお願いしております。
- CT・MRI等の医療機器の稼働状況は医療機関によって異なりますが、地域において医療機器を有効活用することは、質の高い医療の効率的な提供に貢献します。
- 医療機器の共同利用により、CT・MRI等を保有していない医療機関において画像情報等が入手可能となるだけでなく、既に保有している医療機関においても、検査の待ち時間の短縮や、医療機器の稼働率の向上につながるという利点があります。
- 直近の情報を再確認するため、今般調査をさせていただきます。設置年月が令和2年4月1日以前の対象医療機器も対象とし、調査を行いたいと考えております。
- 取りまとめた「医療機器共同利用機器一覧」は、令和7年度第2回「両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会」で報告し、内容について御確認いただく予定としております。

1 医療機器共同利用機器一覧の活用について

医療機関が保有する高額な医療機器を地域の医療機関が相互利用するためのシステムのことです。これにより、各医療機関が個別に高額な機器を購入する必要がなくなり、医療費の削減や医療サービスの向上につなげることを目指しています。

2 調査の実施方法

調査の詳細について、9月中に一関保健所から協力依頼の通知を送付します。CT・MRI等の対象医療機器を設置・更新した医療機関は、10月末までに「医療機器共同利用計画書」の提出をメールにより担当まで報告願います。